産地活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)実施要綱の制定について

22生産第11117号 平成23年4月1日 - 農林水産事務次官依命通知

この度、鳥獣被害対策支援事業について、別紙のとおり産地活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

産地活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)が制定され、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村(都道府県をまたぐ場合も含む。)が共同して作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

このうち、複数の都道府県の市町村をまたぐ区域内において総合的かつ計画的に実施する被害防止対策については、鳥獣被害対策支援事業(以下「本事業」という。)において支援を行うものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、本事業は鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

第2 目 的

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に 資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれ事業種類、

事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(1) 広域連携支援

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を複数の都道府県の市町村をまたぐ区域内において総合的かつ計画的に実施する事業とする。

(2) 取組基盤支援

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証、検討会を開催するとともに、対策手法に関するマニュアルを作成・配布する事業とし、もって効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

3 事業費の低減

鳥獣害対策事業を実施する場合は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業(別表第1の事業内容欄に定める整備事業をいう。 以下同じ。)を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判 断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設 等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を 行うものとする。

第4 事業別事項

広域連携支援:別記1
 取組基盤支援:別記2

第5 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生 産局長が別に定めるところによるものとする。

鳥獸被害対策支援事業 (広域連携支援)

第1 事業の実施手続

1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害 軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作 成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、法 第4条に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって鳥 獣被害対策支援事業(広域連携支援)(以下「広域連携支援」という。)におけ る被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成 し、地方農政局長等(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖 縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。) に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、地方農政局長等に事業実施計画を提出する場合にあっては、 1により作成した被害防止計画を添付するものとする。
- 4 事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を 越える場合にあっては、事業実施主体は、その関係する都道府県を管轄する地 方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。
- 5 事業実施主体は、1及び2により作成した被害防止計画及び事業実施計画を 公表するものとする。
- 6 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、2、4及び5 の規定を準用するものとする。

第2 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした広域連携支援の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図るとともに、関係部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、都道府県は、広域連携支援が円滑に実施されるよう、農林水産部局と 鳥獣保護部局が連携して、事業実施主体に対して必要な情報提供を行うととも に、必要な支援措置を行うよう努めるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、広域連携支援の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、広域連携支援の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を広域連携支援の運用に反映させるものとする。

第3 事業の実施期間

広域連携支援の実施期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、広域連携支援の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、広域連携支援の実施状況を、毎年度、地方農政局長等に対し、報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1) により公表した評価結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2) により事業評価の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価するものとする。

なお、地方農政局長等は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- (4) 生産局長は、(3) により地方農政局長等から報告を受けた場合には、その結果を踏まえ、広域連携支援の関係者以外の意見を聴取しつつ、翌年度以降の事業の適正な執行を確保するため、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- (5) 国は、広域連携支援の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に 関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

(1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するものとする。

- (2) 事業実施主体は、改善計画を作成した場合は、1の(2)に準じて、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。
- (3)(2)により提出を受けた地方農政局長等は、目標の達成が見込まれないと認められる事業実施主体に対して、重点的に指導及び助言を行うものとする。

第7 国と都道府県の情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり情報を共有するものとする。

1 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画等について、事業実施主体の事業範囲内にある都道府県に情報提供を行うものとする。事業実施主体の事業範囲が他の地方農政局等の管轄にまたがる場合には、地方農政局長等は当該関係地方農政局長等に情報提供を行うものとする。

情報提供を受けた地方農政局長等は、管内の関係都道府県に情報提供を行うものとする。

- 2 1の情報提供を受けた都道府県は、事業実施計画について、都道府県における鳥獣による被害の実態等に照らし必要があると認められるときは、管轄する地方農政局長等に意見を提出することができる。意見の提出を受けた関係地方農政局長等は情報提供を行った地方農政局長等にその意見を送付するものとする。
- 3 2の意見の提出を受けた或いは意見の送付を受けた地方農政局長等は、第1 の4の承認を行う際に、当該意見について十分配慮するとともに、当該承認結 果について関係地方農政局等及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 4 地方農政局等は、第5の1の事業実施状況の報告及び第5の2の必要な指導の内容について、関係地方農政局等及び関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 地方農政局等は、第6の1の(2)の事業実施主体の事業の評価結果、第6の1の(4)の指導内容、第6の2の(2)の改善計画、第6の2の(3)の 指導及び助言内容について、関係地方農政局等及び関係都道府県に情報提供を 行うものとする。

第8 他の施策等との関連

広域連携支援の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 戸別所得補償制度に関する施策
- (3) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (4)農地・水・保全管理に関する施策
- (5) 中山間地域地域等直接支払いに関する施策
- (6) 森林・林業・木材産業づくり交付金に基づく施策

- (7) 健全な内水面生態系復元等推進事業に基づく施策
- (8) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策
- (9) 農地情報共有化の促進に関する施策

別表第1 (第3関係) 鳥獣被害対策支援事業 (広域連携支援)

振進事業	事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
(2) 個体数調整 (3) 被害的除 (4) 生息環境管理	広域連携支援	1 推進事業	生産局長が別に定め	次に掲げるすべての	1 推進事業
(4) 生息環境管理		(1) 推進体制の整備	る協議会等とする。	要件を満たすこと。	定額(ただし、限度
(4) 生息環境管理		(2) 個体数調整			額については、生産局
は作成されることが 確実に見込まれること。 2 整備事業を実施する場合は、受益戸数 (1) 鳥骸被害防止施 設 (2) 処理加工施設 (2) 処理加工施設 (2) 処理加工施設 (3) 整備事業を実施するもと。 (5) までの要件のい 3 整備事業を実施するものとする。 (4) 整備するものとする。 4 整備事業を実施するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、よったが、は、5.5/10 以 (7) 加村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項 定された緩減立ととが見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 (3) 離線則立足での規定に基づ地域と変含む。 (1) 12 年法条第2項の規定によび連進置に、での表れた過速、発売1項によってことが見かまれる。 (7) 第3条項の地域と見含は、(7) 第3条項の地域と見含は、(7) 第2条年法律第72号)第2条第1項の規定に基づ地域と変含む。 (1) 第3条項の地域と見含は、(1) 第4条形は地域と変含む。 (1) 第4条形は地域(4) 半島振速法(40)第60年2条第1項の規定に基づ地域等の活金接入 (4) 半島振速法(5)第2条第1項の規定に基づき取決を地域と変含む。 (5) 第2条第1項の規定に基づき取決を対象を含む。 (4) 第6条形は第3条項の地域と見含は20 域を含む。 (4) 第6条形は単域(5) 特定最高振振 対策実施地域(5) 特定最高振振 (5) 特定最高振振 (5) 特定最高振行 (4) 第3を指しているは20 域を含む。 (5) 第2条第1項の規定に基づき取出対象を含む。 (5) 第2条第1項の規定に基づき限 対策実施地域(5) 特定最高振振 (5) 特定最高振振 (5) 特定最高振行 (4) で含された過程を含む。 (6) 第2条第2を含む。 (7) 第2条第2を含む。 (7) 第2条第2を含む。 (8) 第2条第2を含む。 (8) 第2条第2を含む。 (6) 第2条第2を含む。 (7) 第2条第2を含む。 (8) 第2条第2を含む。 (9) 第2条第2を含む。 (1) 第2条第2を含む。 (1) 第2条第2を含む。 (2) 第2条第2を含む。 (3) 第2条第2を含む。 (4) 第2条第2を含む。 (5) 特定ののとなる。 (5) 特定ののとなる。 (6) 第2条第2を含む。 (6) 第2条第2を含む。 (7) 第2条第		(3) 被害防除		1 被害防止計画を作	長が別に定めるものと
 確実に見込まれること。 整備事業 2 整備事業 2 整備事業 2 1/2 以内 2 整備事業 2 2 整備事業 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		(4) 生息環境管理		成されていること又	する。)
2 整備事業 (1) 鳥厭被害防止施 設 (2) 処理加工施設 (3) 整備事業を実施する地域にあっては、5.5/10 以 和 40年法律第 64 号)第 7 条第 1 項 の 規定に基づき地域によっすべての費用を借うことが見込まれること。 (1) 山村疑興法(昭 元 40 列車に基づき地域に表すでは、 7 の費用によっすべて の費用によっすべて での費用によっすべて での費用を借うことが見込まれること。 (3) 離島振興法(昭 元 42 対策 実施地域 (同法第 33 条第 1 項 汉は第 2 政連に基づき地域を含む。) (3) 離島振興法(昭 和 28 年法律第 12 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき地域を含む。) (3) 離島振興法(昭 和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき 1 規定 2 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき 1 規定 2 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき 1 機 対策 実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 5 6 年法律第 6 3 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき 1 機 対策 実施地域 (5) 特定 2 条 3 音 1 機 2 場 2 号)第 2 条 第 1 項 の規定に基づき 1 機 2 場 2 号)第 2 条 第 1 項 の規定に基づき 1 機 2 号)第 2 条 第 1 項 の規定に基づき 1 機 2 号)第 2 条 第 1 号 2 号) 第 2 条 第 1 項 の規定に基づき 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 項 の規定に基づき 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 1 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号 1 機 2 号) 第 2 条 第 2 号) 第 2 条 2 号)				は作成されることが	
2 整備事業を実施する場合は、交益戸敷				確実に見込まれるこ	2 整備事業
2 整備事業 (1) 鳥獣被害防止施 設 (2) 処理加工施設 (3) 整備事業を実施する場合は、生産局長が別に定めるところにより顧用年数を超える施設を整備するものとする。 (4) 山村板興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項。 (2) 過疎地域自立促の整備にようすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすべての効用によっすで、これた過速地域に気はなき含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法書)2項の規定により追れる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法書)2項の規定により追れる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により追れる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により追れる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和60年法律第64号)第2条第1項の規定によりされた過去機長興力対策実施地域(24) 半島振興力対策実施地域(25) 特定農山村地域における農林東等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成) 5年法律第72号)				と。	1/2以内
(1) 鳥獣被害防止施設				2 整備事業を実施す	上記に関わらず、沖
と。		2 整備事業		る場合は、受益戸数	縄県にあっては2/3
(2) 処理加工施設 3 整備事業を実施する場合は、生産局長が別に定めるところにより耐用年数が一定年数を超える施設を整備するものとする。 を整備するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってつかの費用を備うことをが見込まれること。 7 第7条第1項の規定に基本を主動でした。 7 第9 第2条第2 の規定に基本を主動でした。 7 第2条第2 の規定に基本を主動でした。 8 第2条第2 の規定に基本を主動でした。 8 第2条第2 の規定によるは、第2条第1項以は第2項の規定によるれる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和60年法律第72号)第2条第1項の規定に正離局服力対策実施地域(4)半島振興、対策実施地域(4)半島振興、対策主義、(5) 特定急山村地域における農林教育の規定に進行を必めの基を整備の促進に関する法律(平成1年子法律第72号)		(1) 鳥獸被害防止施		が3戸以上であるこ	以内、次の(1)から
る場合は、生産局長 が別に定めるところにより耐用年数が一定年数を超える施設を整備するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 5 第2条第1項の規定に基づ過機を含む。 (1) 山村採興法(昭元 2 海り第7条第1項の規定に基づき相定 2 海利措置法(平 成 12 年法律第15 号)第2条第2項 成 12 年法律第15 号,第2条第1項(第2項 2 項 2 東 2 東 2 東 2 東 2 東 2 東 2 東 2 東 2		設		と。	(5) までの要件のい
が別に定めるところにより耐用年数が一定年数を超える施設を整備するものとする。 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見近まれること。 (3) 離島接興法第52号の規定によさられる区域を含む。) (3) 離島接興法第72号)規定に基準を第2号の規定に基準を第2号の規定に基準を第2号の規定に基準の規定に基準の規定に基準を対策実施地域 (4) 半島接無法第5号第2号第1項の規定に基半島接興対策実施地域 (5) 特定農山林地域におけれ地域におけれ地域におけれ地域におければに関する法律第72号) 特定農山林地域におけれ地域におければ、(5) 特定農山林地域におければ、(5) 特定とは、(5) 特定と		(2) 処理加工施設		3 整備事業を実施す	ずれかに該当する地域
により耐用年数が一定年数を超える施設を整備するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての効用によってすべての効用によってすべての効用によってきたが見込まれること。 が見込まれること。 「は 1 世神(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12 年半律第15 号)第2条第2項の規定に基づき相定とようされた通疎地域(同法第33条第1項の規定によう過疎地域と見なされた離島振興法(昭和28 年法律第12 号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域(4) 半島振興対策実施地域(4) 半島振興対策実施地域(5) 特定農山村地域におけたとの、基盤整備の促進に関する法律等72 号)				る場合は、生産局長	にあっては、5.5/10 以
定年数を超える施設を整備するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての効用によってすべての効用によっと。 が見込まれること。 (3) 離島振興法第1項の規定により追述を含む。)(3) 離島振興法第1項の規定により追述を含む。)(3) 離島振興法第1項の規定に本事・第1項の規定に本事・第1項の規定に基連・第1項の規定に基連・第1項の規定に基準・第1項の規定を基準・第1項のは、第1				が別に定めるところ	内とする。
を整備するものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての勢用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 (同法なり 温疎 地域にに基 第 2 項の規定に基 第 2 項の規定に基 第 2 項の規定に基 3 名 項の規定に基 6 名 む。) (3) 離島 坂共と 第 1 項の規定に基 第 1 項の規定に 整 第 1 項の規定に 基 6 3 号)第 2 条 第 1 項の規定 2 号)第 2 条 第 1 項の規定 2 号)第 2 条 第 2 号)第 2 号)第 2 条 第 2 号)第 2 条 2 号)第 2 号)第 2 号)第 2 号)第 2 条 2 号)第 2				により耐用年数が一	(1) 山村振興法(昭
る。 4 整備事業を実施す る場合は、当該施設 の整備によるすべて の効用によってすべて の効用によってすべて の費用を償うこと が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 が見込まれること。 の規定に基づき公 示された過報地域と見なされる区域を含む。) 規定により過域と見なされる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興対策実施地域 (4) 半島振興大大家地域 (4) 半島振興大大家地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)				定年数を超える施設	和 40 年法律第 64
4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての効用によってすべての効用を償うことが見込まれること。 7 第 2 条第 2 項の規定に基づきへいでは第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定にようれた過疎地域と見なされた過域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された能島振興、(昭和28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興、(4)半島振興法(昭和60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島根興対策実施地域(4)半島振興法(昭和60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島根果対策実施地域(5)特定農山林地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5 年法律第 72 号)				を整備するものとす	
る場合は、当該施設 の整備によるすべて の効用によってすべ ての費用を償うこと が見込まれること。 (2) 過疎地域自立促 連特別措置法(平 成12 年法律第 15 号) 第 2 条第 2 項 の規定に基づ 地域 (同法第 33 条9 1 項又は第 2 項の 規定により 過疎地 域と見なされる区 域を含む。) (3) 離島振興策(昭 和 26 年法年第 19 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
の整備によるすべて の効用によってすべ ての費用を償うこと が見込まれること。 第2条第2項 の規定に基づき公 示された過疎地域 (同法第33条第 1項又は第2項の 規定により過疎地域と見なされる区域を含む。) (3)離島振興法(昭和28年24第72号) 規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年34第63号)第2条第1項 の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年34第63号)第2条第1章指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年3年872号)					
の効用によってすべ ての費用を償うこと が見込まれること。 成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項 の規定に基がき込 示された過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の 規定により過疎地 域と見なされる区 域を含む。) (3) 離島振興法(昭 和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振失 (昭 和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項 の規定に基島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 におけた半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 におけんのための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
ての費用を償うこと が見込まれること。 号)第2条第2項 の規定に基づき公 示された過疎地域 (同法第 33 条第 1項又は第2項の 規定により過疎地域と見なされる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項 の規定に基づき指定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項 の規定に基過振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成5年法律第72号)					
が見込まれること。 の規定に基づき公示された過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の 規定により過疎地 域と見むされる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和 28 年2条第1項 の規定に基づき指定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第2条第1項 の規定に基づき指定された半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第 72 号)					
示された過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の 規定により過疎地 域と見なされる区 域を含む。) (3) 離島振興法(昭 和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 指 定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
(同法第 33 条第 1項又は第 2項の 規定により過疎地 域と見なされる区 域を含む。) (3)離島振興法(昭 和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1項 の規定に半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)				が見込まれること。	
1項又は第2項の 規定により過疎地 域と見なされる区 域を含む。) (3)離島振興法(昭 和28年法律第72 号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭 和60年法律第63 号)第2条第1項 の規定に半島振興 対策主施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
規定により過疎地域と見なされる区域を含む。) (3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)					
域と見なされる区域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域(4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)					
域を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)					
(3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)					
和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭 和60年法律第63 号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
の規定に基づき指 定された離島振興 対策実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
定された離島振興 対策実施地域 (4)半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
対策実施地域 (4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
(4) 半島振興法(昭 和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
号)第2条第1項 の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
の規定に基づき指 定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
定された半島振興 対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
対策実施地域 (5)特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
(5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律(平成 5年法律第72号)					
の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律 (平成 5 年法律第 72 号)					
基盤整備の促進に 関する法律(平成 5 年法律第 72 号)					
関する法律(平成 5年法律第72号)					·
5 年法律第 72 号)					
210 = 210210 ± 2012 2 100					
定に基づき公示さ					
れた特定農山村地					れた特定農山村地
域					域

鳥獸被害対策支援事業(取組基盤支援)

第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について準用するものとする。

第2 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策支援事業(取組基盤支援)(以下「取組基盤支援」という。)の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、 試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行 うものとする。

第3 事業の実施期間

取組基盤支援の実施期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、取組基盤支援の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、取組基盤支援の実施状況を、毎年度、生産局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

取組基盤支援で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

別表第2(第3関係)鳥獣被害対策支援事業(取組基盤支援)

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 地域リーダー育	1 地域リーダー育成研	民間企業、協同組	次に掲げるすべて	定額(ただし、
成研修事業	修事業	合、企業組合、特定	の要件を満たすこ	限度額について
	被害防止対策を担う人	非営利活動法人、国	と。	は、生産局長が
	材(地域リーダー)の育	立大学法人、公立大	1 地域リーダー育	別に定めるもの
	成を図るため、研修カリ	学法人、学校法人、	成研修事業	とする。)
	キュラムの作成、研修会	独立行政法人及び協	(1) 全国2ヶ所	
	の開催・運営を実施する	議会(生産局長が別	以上で研修会を開催	
	事業とする。	に定めるものとす	すること。	
		る。)	(2) 生産局長が	
			別に定める要件及び	
			基準を満たしている	
			こと。	
2 対策手法確立調	2 対策手法確立調査・		2 対策手法確立調	
査・実証事業	実証事業		査・実証事業	
	新たな被害防止技術・		(1) 捕獲技術等を	
	手法の確立・普及を図る		用いた取組地区等を	
	ため、取組地区を対象と		5ヶ所以上調査・検	
	した調査及び効果の検証、		証すること	
	被害防止技術に関する検		(2)被害防止技術	
	討会の開催、対策手法に		に関する検討会を1	
	関するマニュアルの作成		ヶ所以上で開催する	
	・配布等を行う事業とす		こと。	
	る。		(3) 生産局長が別	
			に定める要件及び基	
			準を満たしているこ	
			と。	
3 利活用技術指導	3 利活用技術指導者育		3 利活用技術指導	
者育成研修事業	成研修事業		者育成研修事業	
	捕獲した鳥獣の利活用		(1) 全国4ヶ所	
	を推進する人材の育成を		以上で研修会を開催	
	図るため、研修カリキュ		すること。	
	ラムの作成、研修会の開		(2) 生産局長が	
	催・運営を実施する事業		別に定める要件及び	
	とする。		基準を満たしている	
			こと。	